

「特定希少野生動植物」についての Q&A

- Q1.) 特定希少野生動植物（以下「条例指定種」）が指定されるとどうなるの？
- Q2.) 条例指定種が偶然採れてしまったときはどのようにすればいいの？
- Q3.) 条例の施行前に条例指定種を捕獲して飼育（栽培）している場合はどうなるの？
- Q4.) 条例の施行前に捕獲（栽培）している条例指定種は増やしてもいいの？
- Q5.) 条例の施行前に捕獲（栽培）している条例指定種は他の人に譲ってもいいの？
- Q6.) 産直市で条例指定種を販売しているのを見つけたときはどうすればいいの？
- Q7.) ネット販売で条例指定種を販売しているのを見つけたときはどうすればいいの？
- Q8.) 農林業で使っている私有地（田畑、果樹園、植林など）の中に条例指定種が生育・生息しているが、今まで通りの作業（草刈り、除草剤散布、伐採など）を続けることが出来るか？
- Q9.) 作業中に条例指定種を損傷しても問題ないのか？
- Q10.) 農林業で使っている私有地（田畑、果樹園、植林など）の中に条例指定種が生育・生息しているが、造成、埋立、耕作中止、地目変更など現状を大きく変更することが出来るか？
- Q11.) 私有地に条例指定種が生育・生息しているが、貴重な生物のため消失させてもいけないのですべて引き取って欲しい。
- Q12.) 野外で条例指定種を捕獲・盗掘している現場を目撃した場合は？
- Q13.) 条例指定種の卵や種も対象になるの？
- Q14.) 愛媛県以外の産地のものは対象になるの？
- Q15.) 自分の所有する土地で条例指定種が見つかった場合はどうすればいいの？

(令和2年8月)

(問合せ先)

自然保護課 089-912-2368
県生物多様性センター 089-948-9678

Q1.) 特定希少野生動植物（以下「条例指定種」）が指定されるとどうなるの？

A1.) 条例指定種には以下の制限事項等が設定されます。

- ・所有者はその条例指定種を適切に取り扱う努力義務が課されます(条例第10条)
- ・原則として生きている条例指定種の捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という）が禁止されます（条例第12条）
- ・条例に違反して捕獲等をされた条例指定種は、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取りが有償無償を問わず禁止されます（条例第16条）。
- ・県（知事）は、必要に応じて条例指定種を保護する「特定希少野生動植物保護区（以下「保護区」）」を設定することができます（条例第19条）。
- ・保護区の区域内においては、条例指定種の生息環境等に影響を及ぼすおそれのある一定の行為を行う場合は、県（知事）の許可が必要となります。（条例第20条）
- ・県（知事）は、上述の保護区に対して条例指定種の保全の観点から立入制限区を設定することができます（条例第21条）

Q2.) 条例指定種が偶然採れてしまったときはどのようにすればいいの？

A2.) 元の生息・生育場所に戻すことができない場合などは、自然保護課もしくは県生物多様性センターに連絡して下さい。

Q3.) 条例の施行前に条例指定種を捕獲して飼育（栽培）している場合はどうなるの？

A3.) 条例施行前から飼育（栽培）している場合は、本条例の規制対象外ですが、保護の観点から個体の適切な取扱いがなされるようにお願いします(条例第10条)。

Q4.) 条例の施行前に捕獲（栽培）している条例指定種は増やしてもいいの？

A4.) 条例施行前から飼育（栽培）している条例指定種の人工管理下における増殖は本条例の規制対象外ですが、条例施行後に野生下で生息又は生育している個体と明確に区分し、管理する必要があります。

Q5.) 条例の施行前に捕獲（栽培）している条例指定種は他の人に譲ってもいいの？

A5.) 条例施行前から飼育（栽培）している場合は、本条例の規制対象外ですが、条例施行後に野生下で生息又は生育している個体と明確に区分し、管理する必要があります。

Q6.) 産直市で条例指定種を販売しているのを見つけたときはどうすればいいの？

A6.) 自然保護課もしくは県生物多様性センター連絡してください。状況を確認し、条例違反と判断すれば罰則規定（1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金）が適用される場合があります。（条例第43条）

Q7.) ネット販売で条例指定種を販売しているのを見つけたときはどうすればいいの？

A7.) 自然保護課もしくは県生物多様性センター連絡してください。状況を確認し、条例違反と判断すれば罰則規定（1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金）が適用される場合があります。（条例第43条）

Q8.) 農林業で使っている私有地（田畑、果樹園、植林など）の中に条例指定種が生育・生息しているが、今まで通りの作業（草刈り、除草剤散布、伐採など）を続けることが出来るか？

A8.) 作業は可能です。著しく損傷する危険性がある場合は、作業前に自然保護課もしくは県生物多様性センターに連絡してください。個体の占有者は個体を適切に取扱うよう努めてください。

Q9.) 作業中に条例指定種を損傷しても問題ないのか？

A9.) 作業中に損傷させる可能性がある場合や、意図せず損傷させた場合は、自然保護課もしくは県生物多様性センターに連絡してください。その種の保護の重要性を鑑み、その生息又は生育の条件を維持するなど適切に取扱うよう努めてください。

Q10.) 農林業で使っている私有地（田畑、果樹園、植林など）の中に条例指定種が生育・生息しているが、造成、埋立、耕作中止、地目変更など現状を大きく変更することが出来るか？

A10.) 現状を大きく変更する行為が指定種の生息・生育に著しい影響を及ぼすと考えられる場合は、変更前に自然保護課もしくは県生物多様性センターに連絡してください。その種の保護の重要性を鑑み、その生息又は生育の条件を維持するなど適切に取扱うよう努めてください。

なお、他の関係法令に関わることは別途ご対応ください。

Q11.) 私有地に条例指定種が生育・生息しているが、貴重な生物のため消失させてもいけないのですべて引き取って欲しい。

A11.) 自然保護課もしくは県生物多様性センターに連絡してください。

Q12.) 野外で条例指定種を捕獲・盗掘している現場を目撃した場合は？

A12.) 最寄りの警察署などに連絡してください。

Q13.) 条例指定種の卵や種も対象になるの？

A13.) 成体だけでなく、孵化し又は発芽すれば成体となる卵及び種子や、それだけで個体に再生し又は繁殖することが可能な生物の器官も生きている個体に含まれ、対象となります。(条例第 12 条)

Q14.) 愛媛県以外の産地のものは対象になるの？

A14.) 対象となる条例指定種は愛媛県産のものに限ります。他都道府県に生育・生息する種は対象となりません。

Q15.) 自分の所有する土地で条例指定種が見つかった場合はどうすればいいの？

A15.) 自然保護課もしくは県生物多様性センターに連絡してください。